

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第260条の46第2項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存または移転の登記をすることについて異議ある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和7年6月6日

新城市長 下 江 洋 行



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称	野郷区自治会
区域	新城市作手白鳥字新井、アンゴロ、石田、後田、奥程野、貝津、上貝津、上程野、五井野、幸田、小金沢、シトウ、清水、下程野、スグダヒラ、高橋、滝ノ沢、寺野、トチクボ、ナギ下、ナッチロ、ナハテ、西平、兵山、広畑、本宮辻、マノスケ、ママシタ、南沢、宮口、元屋敷、森ノ上、ヤケアト、柳久保、ヨコハタの全域
主たる事務所の所在地	愛知県新城市作手白鳥字スグダヒラ8番1

2 不動産に関する事項

(1) 土地の地目、面積及び所在地

番号	地目	面積 (㎡)	所在地
1	山林	975.00	新城市作手白鳥字宮口7番1
2	山林	852.00	新城市作手白鳥字マノスケ4番3

3	山林	770.00	新城市作手白鳥字マノスケ3番
4	山林	340.00	新城市作手白鳥字寺野8番
5	畑	280.00	新城市作手白鳥字スグダヒラ8番4
6	山林	99.00	新城市作手白鳥字寺野6番17

(2) 所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

ア (1)の表の1の土地

氏名	住所
舩松吉	南設楽郡作手村大字白鳥1番戸
清水善吉	南設楽郡作手村大字白鳥字清水18番地
金山栄蔵	南設楽郡作手村大字白鳥10番戸
尾藤治良作	南設楽郡作手村大字白鳥14番戸
竹下庄七	南設楽郡作手村大字白鳥19番戸
小沢源造	南設楽郡作手村大字白鳥24番戸
小沢 文夫	南設楽郡作手村大字白鳥23番戸
小沢留松	南設楽郡作手村大字白鳥字兵山25番地
尾藤沢吉	南設楽郡作手村大字白鳥15番戸
竹下豊平	南設楽郡作手村大字白鳥21番戸
竹下幸七	南設楽郡作手村大字白鳥16番戸
舩末吉	南設楽郡作手村大字白鳥字上貝津10番地
竹下定十	南設楽郡作手村大字白鳥20番戸
斎藤藤造	南設楽郡作手村大字白鳥字南沢16番地
舩喜助	南設楽郡作手村大字白鳥3番戸
小沢豊三郎	南設楽郡作手村大字白鳥18番戸
小沢長松	南設楽郡作手村大字白鳥26番戸
斎藤七五三造	南設楽郡作手村大字白鳥8番戸
斎藤米人	南設楽郡作手村大字白鳥字南沢16番地
斎藤政五郎	南設楽郡作手村大字22番戸
尾藤弘幸	南設楽郡作手村大字白鳥字西平5番地

イ (1)の表の 2 の土地

氏名	住所
尾藤 榮寅	南設楽郡作手村大字白鳥 1 4 番戸
舩松 吉	南設楽郡作手村大字白鳥 1 番戸
清水 善吉	南設楽郡作手村大字白鳥字清水 1 8 番地
金山 栄蔵	南設楽郡作手村大字白鳥 1 0 番戸
竹下 庄七	南設楽郡作手村大字白鳥 1 9 番戸
小沢 周造	南設楽郡作手村大字白鳥 2 4 番戸
小沢 乙ふ	南設楽郡作手村大字白鳥 2 3 番戸
小沢 留松	南設楽郡作手村大字白鳥字兵山 2 5 番地
尾藤 沢吉	南設楽郡作手村大字白鳥 1 5 番戸
竹下 準平	南設楽郡作手村大字白鳥 2 1 番戸
竹下 幸七	南設楽郡作手村大字白鳥 1 6 番戸
舩末 吉	南設楽郡作手村大字白鳥字上貝津 1 0 番地
竹下 定十	南設楽郡作手村大字白鳥 2 0 番戸
斎藤 藤造	南設楽郡作手村大字白鳥字南沢 1 6 番地
舩 喜助	南設楽郡作手村大字白鳥 3 番戸
小沢 準三郎	南設楽郡作手村大字白鳥 1 8 番戸
小沢 長松	南設楽郡作手村大字白鳥 2 6 番戸
斎藤 七五三造	南設楽郡作手村大字白鳥 8 番戸
斎藤 米人	南設楽郡作手村大字白鳥字南沢 1 6 番地
斎藤 政五郎	南設楽郡作手村大字白鳥 2 2 番戸
尾藤 弘幸	南設楽郡作手村大字白鳥字西平 5 番地

ウ(1)の表の 3 の土地

氏名	住所
竹下 定十	南設楽郡作手村大字白鳥 2 0 番戸
舩松 吉	南設楽郡作手村大字白鳥 1 番戸
金山 栄蔵	南設楽郡作手村大字白鳥 1 0 番戸

尾藤条寅	南設楽郡作手村大字白鳥 1 4 番地
小沢周造	南設楽郡作手村大字白鳥 2 4 番戸
竹下庄七	南設楽郡作手村大字白鳥 1 9 番戸
小沢 乙夫	南設楽郡作手村大字白鳥字兵山 1 4 番地
小沢留松	南設楽郡作手村大字白鳥字兵山 2 5 番地
尾藤沢吉	南設楽郡作手村大字白鳥 1 5 番戸
竹下幸七	南設楽郡作手村大字白鳥 1 6 番戸
斎藤藤造	南設楽郡作手村大字白鳥字南沢 1 6 番地
舩喜助	南設楽郡作手村大字白鳥 3 番戸
小沢豊三郎	南設楽郡作手村大字白鳥字 1 8 番戸
小沢長松	南設楽郡作手村大字白鳥字兵山 2 3 番・2 4 番の 1 合併地
斎藤政五郎	南設楽郡作手村大字白鳥 2 2 番戸
舩末吉	南設楽郡作手村大字白鳥字上貝津 1 0 番地
竹下兼作	南設楽郡作手村大字白鳥字貝津 1 0 番地
斎藤七五三造	南設楽郡作手村大字白鳥 8 番戸
尾藤弘幸	南設楽郡作手村大字白鳥字西平 5 番地
清水睦子	名古屋市東区大幸二丁目 6 番 3 1 号(第二幸荘 3 0 1 号)

エ (1)の表の 4 の土地

氏名	住所
竹下定十	南設楽郡作手村大字白鳥 2 0 番戸
舩松吉	南設楽郡作手村大字白鳥 1 番戸
金山栄蔵	南設楽郡作手村大字白鳥 1 0 番戸
尾藤桑寅	南設楽郡作手村大字白鳥 1 4 番戸
竹下庄七	南設楽郡作手村大字白鳥 1 9 番戸
小沢周造	南設楽郡作手村大字白鳥 2 4 番戸
小沢 乙夫	南設楽郡作手村大字白鳥字兵山 1 4 番地
小沢留松	南設楽郡作手村大字白鳥字兵山 2 5 番地

尾藤沢吉	南設楽郡作手村大字白鳥 1 5 番戸
竹下兼作	南設楽郡作手村大字白鳥字貝津 1 0 番地
竹下幸七	南設楽郡作手村大字白鳥 1 6 番戸
舩末吉	南設楽郡作手村大字白鳥字上貝津 1 0 番地
斎藤藤造	南設楽郡作手村大字白鳥字南沢 1 6 番地
舩喜助	南設楽郡作手村大字白鳥 3 番戸
小沢豊三郎	南設楽郡作手村大字白鳥 1 8 番戸
小沢長松	南設楽郡作手村大字白鳥字兵山 2 3 番・2 4 番の 1 合併地
斎藤政五郎	南設楽郡作手村大字白鳥 2 2 番戸
竹下庄治郎	南設楽郡作手村大字白鳥 1 9 番戸
竹下重助	南設楽郡作手村大字白鳥 2 0 番戸
小沢新助	南設楽郡作手村大字白鳥字兵山 1 9 番地
斎藤七五三造	南設楽郡作手村大字白鳥 8 番戸
尾藤弘幸	南設楽郡作手村大字白鳥字西平 5 番地
清水睦子	名古屋市東区大幸二丁目 6 番 3 1 号(第二幸荘 3 0 1 号)

オ (1)の表の 5 の土地

氏名	住所
舩喜平	南設楽郡作手村大字白鳥字森ノ上 1 2 番地
舩栄	南設楽郡作手村大字白鳥字上貝津 1 0 番地
舩重右衛門	南設楽郡作手村大字白鳥字上貝津 1 3 番地
斎藤七五三造	南設楽郡作手村大字白鳥字南沢 3 番地
斎藤藤造	南設楽郡作手村大字白鳥字南沢 1 6 番地
金山半十	南設楽郡作手村大字白鳥字石田 2 8 番地
尾藤作重	南設楽郡作手村大字白鳥字西平 5 番地
尾藤条寅	南設楽郡作手村大字白鳥字五井野 8 番の第 2 地
尾藤条一	南設楽郡作手村大字白鳥字五井野 1 2 番地の 1
斎藤開一郎	南設楽郡作手村大字白鳥字下程野 1 7 番地の 3

小沢卯作	南設楽郡作手村大字白鳥字兵山 1 4 番地
小沢継	南設楽郡作手村大字白鳥字兵山 1 9 番地
小沢駒治郎	南設楽郡作手村大字白鳥字兵山 2 0 番地
小沢留松	南設楽郡作手村大字白鳥字兵山 2 5 番地
竹山義雄	南設楽郡作手村大字白鳥字ママシタ 2 3 番地
舩喜助	南設楽郡作手村大字白鳥 3 0 番戸
金山栄蔵	南設楽郡作手村大字白鳥 1 1 番戸
小沢幸三郎	南設楽郡作手村大字白鳥 1 8 番戸
清水睦子	名古屋市東区大幸二丁目 6 番 3 1 号(第二幸荘 3 0 1 号)

カ (1)の表の 6 の土地

氏名	住所
竹下三治郎	南設楽郡作手村大字白鳥字貝津 4 番・5 番の 1 合併地
小沢千松	南設楽郡作手村大字白鳥字兵山 2 5 番地
竹下幸徳	南設楽郡作手村大字白鳥ママシタ 2 3 番地
舩はる	南設楽郡作手村大字白鳥字貝津 9 番地
斎藤開一郎	南設楽郡作手村大字白鳥字下程野 1 7 番地の 3
小沢継	南設楽郡作手村大字白鳥字兵山 1 9 番地
舩武由	南設楽郡作手村大字白鳥字上貝津 1 0 番地
小沢幸三郎	南設楽郡作手村大字白鳥字マンゴロ 1 7 番地の 1
竹下錦輝	南設楽郡作手村大字白鳥字兵山 1 0 番地
小沢一郎	南設楽郡作手村大字白鳥字ナワテ 1 4 番地の 1
尾藤彖寅	南設楽郡作手村大字白鳥字五井野 8 番第 2 地
斎藤義正	南設楽郡作手村大字白鳥字南沢 1 6 番地
小沢正雄	南設楽郡作手村大字白鳥字兵山 2 1 番・2 4 番の 1 合併地
竹下与二郎	南設楽郡作手村大字白鳥字貝津 7 番地
舩孫重	南設楽郡作手村大字白鳥字上貝津 1 1 番地
尾藤弘幸	南設楽郡作手村大字白鳥字西平 5 番地

金山智宏	豊橋市牛川通一丁目9番地7（301）
小澤房子	愛知県新城市作手白鳥字兵山21番地
尾藤二三代	愛知県新城市作手白鳥字新井12番地

3 公告期間

令和7年6月6日から令和7年9月6日まで

4 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項及び別記に規定する異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書の様式に必要事項を記載し、不動産の登記事項証明書、住民票の写し及び登記関係者等であることを確認できる書類を添えて新城市市民協働部市民自治推進課へ提出してください。